

第3 予 防 行 政

第 3 予 防 行 政

近年の予防行政は、防火対象物の大規模化、高層化が著しい現状において、さらに地震災害やテロ等への備え等の新たな課題に直面している。

火災被害の中心は、小規模事業所での火災や高齢者を主たる被害者とする住宅火災で、65歳以上の高齢者死者の低減も大きな課題の一つであり、高齢化社会の進展に伴う高齢者や要介護認定者等の増加、災害時に避難が困難な障がい者等の災害時要援護者に対する対応が求められている。

県内での防火対象物数は、県内で186,773棟（令和4年3月31日現在）存在し、火災による人命や財産の保護を趣旨とする消防法令規制が、これまで多くの犠牲や損失の上に成り立つことを踏まえ、防火対象物に対する防火安全の確保を図り、人命及び財産を守ることが必要不可欠である。

これらの防火対象物では、火災による被害を軽減するために、一定の性能・機能を有する消火設備、警報設備、避難設備などの消防用設備を設置し適正に維持するほか、防火管理者を選任して消防計画の作成及びこれに基づく消火、通報、消防用設備等の点検整備など、防火管理上必要な業務を行わせることが義務づけられている。

一方、一般の住宅においては、火災を早期に発見して被害を減らすため、住宅用火災警報器を設置することが義務づけられている。また、設置が義務化されてから交換の目安とされている10年を経過していることから、設置率の向上だけでなく維持管理及び交換についても普及啓発を図ることが重要である。